

議 事 録

1 日時

平成30年11月1日(木)午後4時15分

2 場所

サンセール盛岡 2階中ホール

3 出席者(敬称略)

委員

及川吏智子	公益社団法人岩手県看護協会会長
小川 彰	岩手医科大学理事長
小原 紀彰	一般社団法人岩手県医師会会長
梶田佐知子	(特非) 岩手県地域婦人団体協議会事務局長
川井 博之	株式会社岩手日報社常勤監査役
佐藤 保	一般社団法人岩手県歯科医師会会長
佐藤 耀子	磐井病院ボランティアばっきゃの会会長
鈴木 重男	岩手県町村会副会長(葛巻町長)
鈴木 浩之	岩手県国民健康保険団体連合会専務理事
大黒 英貴	一般社団法人岩手県歯科医師会専務理事
滝田 研司	一般社団法人岩手県医師会副会長
玉山 麻美	友愛会職員労働組合執行委員
畑澤 博巳	一般社団法人岩手県薬剤師会会長
本間 博	一般社団法人岩手県医師会常任理事
松本 光一	全国健康保険協会岩手支部長
吉田 仁美	岩手県立大学社会福祉学部准教授
若山 義典	公募委員
和田 利彦	一般社団法人岩手県医師会副会長

専門委員

安達 孝一	弁護士
磯崎 一太	洋野町国民健康保険種市病院院長
伊藤 達朗	岩手県立中部病院院長

昆 司 公認会計士

(五十音順)

関係部局

本多 牧人 政策地域部政策推進室特命課長

事務局

八重樫幸治 保健福祉部長

野原 勝 技監兼副部長兼医療政策室長

中野 文男 保健福祉企画室企画課長

佐藤 直樹 医療政策室医療政策担当課長

福士 昭 医療政策室医務課長

稲葉 亘 医療政策室地域医療推進課長

佐々木 哲 健康国保課総括課長

近藤 嘉文 長寿社会課総括課長

山崎 淳 障がい保健福祉課総括課長

門脇 吉彦 子ども子育て支援課総括課長

佐野 淳 医師支援推進室長

中田 浩一 医療局経営管理課企画予算担当課長

【欠席委員】

坂田 清美 岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座教授

戸羽 太 岩手県市長会（陸前高田市長）

吉田耕太郎 一般社団法人岩手県医師会 常任理事

【欠席専門委員】

伴 亨 日本精神科病院協会岩手県支部長

1 開 会

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

ただいまから岩手県医療審議会を開会いたします。

事務局である県医療政策室の佐藤でございます。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。

本日の審議会ですが、委員26名中22名の御出席をいただき、委員の過半数に達しておりますので、医療法施行令第5条の20第2項により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の会議は公開とされております。

それでは、お手元に配付してあります次第に従って進行させていただきます。

2 あいさつ

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

初めに、八重樫保健福祉部長から挨拶を申し上げます。

○八重樫保健福祉部長

岩手県医療審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日御参集の皆様には、このたびの改選に当たって委員就任をお願い申し上げましたところ、快く御承引いただき厚く御礼を申し上げます。また、御多用中にもかかわらず当審議会に御出席を賜りましたことに衷心より感謝申し上げます。

御案内のとおり当審議会は、医療法の規定によって設置しているものでございますが、今回就任いただきました26名の皆様につきましては、医療を提供する側と受ける側を代表してそれぞれお集まり願ったものでございます。今後の審議におきましては、おのおの分野での見識に基づきまして、忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いであると考えております。

さて、医師不足を初めとする現在の厳しい医療環境や将来の医療需要を見据え、各地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各種サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築していくことが課題とされております。

本県においては、当審議会において御審議をいただき、本年3月に岩手県保健医療計画を策定したところであり、急性期医療から在宅医療に至るまでの切れ目のない医療提供体制の構築に向けて取り組んでいるところでございます。

本日の議事において部会員をお願いする方々には、重ねて御面倒をおかけいたしますが、委員の皆様には今後とも本県の保健医療の充実発展のため、なお一層の御高配、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

本日は、委員の改選後初めての審議会でございますので、御出席をいただいております委員及び専門委員の皆様を御紹介申し上げます。

座席の私から見て左上から紹介いたします。まず、岩手県看護協会会長の及川委員でございます。

○及川吏智子委員

どうぞよろしく申し上げます。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手医科大学理事長の小川委員でございます。

○小川彰委員

よろしくお願ひいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県医師会会長の小原委員でございます。

○小原紀彰委員

よろしくお願ひいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県地域婦人団体協議会事務局長の梶田委員でございます。

○梶田佐知子委員

よろしくお願ひいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手日報社常勤監査役の川井委員でございます。

○川井博之委員

よろしくお願ひいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県歯科医師会会長の佐藤委員でございます。

○佐藤保委員

よろしくお願ひいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

磐井病院ボランティアばっきやの会会長の佐藤委員でございます。

○佐藤耀子委員

よろしく願いいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県町村会副会長、葛巻町長の鈴木委員でございます。

○鈴木重男委員

よろしく願いします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県国民健康保険団体連合会専務理事の鈴木委員でございます。

○鈴木浩之委員

よろしく願いいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県歯科医師会専務理事の大黒委員でございます。

○大黒英貴委員

よろしく願いいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県医師会副会長の滝田委員でございます。

○滝田研司委員

どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

右上に行きまして、友愛会職員労働組合執行委員の玉山委員でございます。

○玉山麻美委員

よろしく願いします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県薬剤師会会長の畑澤委員でございます。

○畑沢博巳委員

よろしく願いします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

岩手県医師会の常任理事、本間委員でございます。

○本間博委員

よろしく願いします。

- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
全国健康保険協会岩手支部長の松本委員でございます。
- 松本光一委員
よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
岩手県立大学社会福祉学部准教授の吉田委員でございます。
- 吉田仁美委員
よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
公募委員の若山委員でございます。
- 若山義典委員
よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
岩手県医師会副会長の和田委員でございます。
- 和田利彦委員
よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
弁護士の安達専門委員でございます。
- 安達孝一専門委員
よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
洋野町国民健康保険種市病院院長の磯崎専門委員でございます。
- 磯崎一太専門委員
よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
岩手県立中部病院院長の伊藤専門委員でございます。
- 伊藤達朗専門委員
伊藤です。よろしくお願ひします。
- 佐藤医療政策室医療政策担当課長
公認会計士の昆専門委員でございます。

○昆亨専門委員

よろしく申し上げます。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

なお、本日は岩手医科大学の坂田委員、岩手県市長会の戸羽委員、岩手県医師会の吉田委員、日本精神科病院協会の伴専門委員は欠席されていますが、紹介いたします。

3 議 事

(1) 岩手県医療審議会会長及び会長職務代理者の互選

(2) 岩手県医療審議会医療計画部会及び医療法人部会委員の指名

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

それでは、次第の議事に入ります。

審議会の議長は会長が務めることとされておりますが、会長が決まるまでの間、便宜、事務局で進行させていただくこととしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

ありがとうございます。それでは、まず医療法施行令第5条の18の規定により、会長及び会長職務代理者を互選いただくこととなります。

会長及び会長職務代理者の互選についてであります。いかがいたしましょうか。

お願いします。

○松本光一委員

会長には小原紀彰委員、会長職務代理者には佐藤保委員を推薦いたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

ありがとうございます。異議はありませんか。

「異議なし」の声

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

御異議がないようですので、会長は小原紀彰委員、会長職務代理者は佐藤保委員にそれぞれお願いいたします。

小原会長、会長席のほうにお移りいただきたいと思います。

それでは、初めに会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○小原紀彰会長

ただいま御指名をいただきました岩手県医師会の小原でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。それから、職務代理者であります佐藤委員ともども今後ともよろし
くお願いしたいと存じます。

本日は、委員の改選後初の会議でございますので、役員や部会員など、その体制を固
めることが主な目的となっております。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願い申し
上げて、私からの挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

ありがとうございました。

それでは、小原会長、議事の進行につきましてよろしくお願いいたします。

○小原紀彰会長

それでは、まず議事の2、医療計画部会及び医療法人部会の委員及び専門委員の指名
についてであります。医療法施行令第5条の21第2項の規定により、会長が指名する
こととなっておりますので、私から指名させていただきます。

医療計画部会については、梶田委員、川井委員、坂田委員、佐藤保委員、鈴木浩之委
員、滝田委員、畑澤委員、本間委員、松本委員、磯崎専門委員、伊藤専門委員、伴専門
委員にお願いします。

また、医療法人部会については、及川委員、大黒委員、吉田耕太郎委員、和田委員、
安達専門委員、昆専門委員にお願いします。よろしゅうございますね。

「はい」の声

○小原紀彰会長

なお、各部会の部会長と職務代理者につきましては、別途部会を開催する際にそれぞ

れ決定してください。

事務局から部会委員の名簿を配付させていただきます。

4 報告事項

- (1) 平成30年度の地域医療構想調整会議の開催状況について
- (2) 岩手県次期総合計画の策定について

○小原紀彰会長

行き渡ったと思いますので、それでは次に、次第4の報告事項に入ります。

初めに、地域医療構想調整会議の開催状況について、事務局から説明をお願いします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

事務局から説明いたします。

まず初めに、地域医療構想、初めての委員もおられますので、説明したいと思います。

今日お配りしているパンフレットをお開きください。全て開くと中央に5ページがあります。中央の右側にあるのですけれども、地域医療構想の概要という欄があります。読み上げますと、1つ目の丸で急速な少子高齢化による医療介護需要の増大と疾病構造の変化に対応するため、将来の医療需要に応じたより効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指すための構想で、3つ目の丸で、地域医療構想の実現に向けては、構想区域ごとに県が設置し、医療関係者や市町村等を構成員とする協議の場で話し合いを行い、進めていくとあります。また、開いていたものを戻していただくと、2ページに第3章「保健医療圏」というのがあるのですけれども、この2次医療圏、右にある9つの医療圏ごとに現在構想区域として設けて調整会議を行っているといったものになります。

それを踏まえて、資料1を御覧ください。資料1ですが、30年度の地域医療構想調整会議の開催状況ということで、まず1で岩手県地域医療構想調整会議、これは30年6月に開催したのですけれども、そこで地域医療構想調整会議の進め方を御議論いただいております。

めくっていただいて、2ページの1の(2)、平成30年度の進め方についてというところのアの(ア)ですけれども、国から「地域医療構想の進め方について」という通知が2月にあり、太字のところですが、地域医療構想調整会議の進め方が提示されました。

項目として(イ)、これも太字になりますが、具体的対応方針の速やかな策定に向け

て、2年間程度で集中的な検討を促進、県においては毎年度この具体的対応方針を取りまとめることということが通知されています。

具体的対応方針については、(ウ)にありますけれども、2025年を見据えた医療機関としての役割、それから2025年に持つべき医療機能ごとの病床数ということで、平成30年度の調整会議は各圏域において具体的対応方針を策定するための会議や調整を行っているところです。

めくっていただいて、3ページになります。各圏域ごとに状況が違うので、圏域ごとにやっているのですけれども、大体の標準例としては真ん中にあります平成30年度調整会議の進め方ということで、3回程度開催して、具体的対応方針を取りまとめるといったことにしております。

戻っていただいて、1ページになります。2のところでは今年度、これまで開催した会議の内容を書いております。これまで、構想区域、盛岡、中部、両磐、胆江、昨日二戸で行いました。そこで出た主な意見ですが、丸の1つ目、まずは病院が乱立する都市部の議論を岩手の一地域に当てはめてということに違和感があるといったこと。

それから、丸の2つ目ですが、病床機能の実態を把握するのであれば、県が明確な基準を示すこと、これは何を言っているかということ、病床機能報告という国に報告する制度があるのですが、その基準がはっきりしていないというのがよく言われていまして、例えば手術は月に何回やったら病床の機能は急性期として報告するといった明確な基準を示してくれという意見が出されています。

それから、丸の3つ目ですが、調整会議で議論を進めていくためには、コーディネーターを設置することが必要ではないかといったことが言われています。

この後の、審議会の計画部会でこういったことを審議いただきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○小原紀彰会長

ただいまの説明について御質問等がございましたらお願いします。新しく委員になられた方、よろしゅうございますか。

「はい」の声

○小原紀彰会長

それでは、先に進めます。続いて、報告事項の2番目、岩手県次期総合計画の策定について、事務局からお願いします。

○本多政策地域部政策推進室特命課長

政策地域部政策推進室の本多と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私から、現在、県で策定をしております来年度から10年間を計画期間とする次期総合計画につきまして、6月に素案を公表した後、9月に中間案を公表しておりますので、その内容について御説明させていただきたいと思ひます。

資料につきましては、資料ナンバー2—1というパワーポイントを印刷した資料になりますけれども、そちらで説明させていただきたいと思ひます。座って説明をさせていただきます。

下段の2枚目のスライドを御覧いただきたいと思ひますが、ただいま御説明申し上げましたとおり、「長期ビジョン」（素案）について6月に公表した後、パブリック・コメントや地域説明会などを開催しまして、500件を超える御意見を頂戴したところでございます。そういった御意見を踏まえまして、9月には中間案を公表させていただいたところになってございます。

おめくりいただきまして、次のページ上段、3枚目のスライドを御覧いただきたいと思ひます。次期総合計画の構成についてでございますけれども、「はじめに」のほか、第1章「理念」から第8章「行政経営の基本姿勢」まで8章で構成しているところでございます。

下段の4枚目のスライドには、「はじめに」の中で盛り込んでいる内容について記載しているものでございます。

おめくりいただきまして、次のページです。3ページの上段のスライドを御覧いただきたいと思ひます。参考として、「現総合計画・復興計画と次期総合計画」というスライドがありますが、次期総合計画の1つ目のポイントになります。現在の県の計画につきましては、いわて県民計画と、それから東日本大震災津波からの復興計画という2本の計画を柱として取組を行っておりますが、いずれの計画も今年度で終了となります。来年度以降につきましては、引き続き東日本大震災津波からの復興に全力で取り組むということで、次期総合計画の中にこの復興計画をまとめて、しっかり位置づけて取り組むということにしているところが1つ目のポイントになるものでございます。

下段のほうになります。第1章、理念についてでございますけれども、1「時代的な背景」といたしましては、2つ目のポツになりますけれども、近年世界の国々や国際機関において、幸福度といったものに着目した研究や政策の活用が進展されていることなどについて盛り込んでいるものでございます。

また、2「岩手県における背景」といたしましては、他人とのかかわりやつながりを大切にする岩手の社会観が岩手の風土で養われた強みであるといったことなどについて盛り込んでいるものでございます。

おめくりいただきまして、次のページを御覧いただきたいと思います。次のページ、4ページ目の上段、下段のところでは、先ほど御説明申し上げました近年の幸福を取り巻く状況ということで、国際機関や国、またほかの自治体などで進められている幸福に関する研究についてまとめた資料でございます。後ほど御覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、5ページを御覧いただきたいと思います。5ページの上段になります。第1章「理念（つづき）」ということで、3「計画の理念」になりますけれども、次の計画の2つ目のポイントになります。幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を推進しますということで、幸福をキーワードとした計画の策定を進めるということが2つ目のポイントになるものでございます。

次の4「幸福と持続可能性」のところでは、国連サミットで採択されているSDGsという考え方につきまして、そういった考え方とも次期総合計画の考え方は相通ずるものであるということをここで示しているものでございます。

下段の資料につきましては、そのSDGsとは何かというものをまとめた資料になっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、6ページのスライドを御覧いただきたいと思います。上段になります。ここから第2章になりますけれども、第2章では、「岩手は今」ということで、世界と日本、それから岩手の状況についてまとめているものでございます。上段の1「世界の変化と展望」のところでは、グローバル化の進展や第4次産業革命の進展といったことについて、下段の日本の変化と展望のところでは、人口減少・少子高齢化の進行、それから国・都道府県・市町村の役割が変化してきていること、3つ目として大規模な自然災害への対応についてといったことなどについて盛り込んでいるものでございます。

おめくりいただきまして、7枚目のスライドを御覧いただきたいと思います。上段のところ、「岩手は今」の続きになりますけれども、岩手の変化と展望ということで、上段のところでは人口減少と少子高齢化の急速な進行と今後の展望について盛り込んでいます。

また、下段の2つ目といたしまして、東日本大震災津波からの復興の取組を進めてきたことについて、盛り込んでいます。

おめくりいただきまして、次の8ページのスライドを御覧いただきたいと思います。「岩手は今」の続きといたしまして、人口減少への対応と、東日本大震災津波からの復興の2つに加えて、岩手の可能性ということで、10の政策分野ごとに強み・チャンス、それから弱み・リスクといったものを整理しているものでございます。

この10の政策分野の考え方につきまして、下段の資料を御覧いただきたいと思うのですが、県では「岩手の幸福に関する指標」研究会という外部の有識者の皆さんによる研究会を設置いたしまして、そこから昨年9月に報告書を提出していただいたところがございます。その中で、我々が主に幸福を感じる領域といたしまして、この上段にありますけれども、仕事や収入から歴史・文化、それから自然環境まで12の領域に分類されるのではないかとということで報告書をいただいたところがございます。この報告書を踏まえまして、さらに人のつながりなどに着目して、下段になりますけれども、(1)の健康・余暇から(8)の自然環境までの8分野と、それからそれらを下支えする分野として(9)の社会基盤、一番下の(10)の参画と、そういった10の政策分野で次期総合計画の取組を進めていこうということで整理しているものでございます。

おめくりいただきまして、9枚目のスライドを御覧いただきたいと思います。上段になりますけれども、第3章として「基本目標」を掲げているところがございます。ただいま御説明いたしました時代の背景などを踏まえまして、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」といった基本目標を掲げているものでございます。

下段、第4章になりますけれども、ここから復興計画を引き継いだ「復興推進の基本方向」を盛り込んでいるものでございます。1の復興の取組の原則、それから2の復興の目指す姿、おめくりいただきまして、次のページの上段になりますけれども、3の復興推進の基本的な考え方と取組方向を掲げているものでございまして、計画の3つ目のポイントとなりますけれども、この上のスライドの下段になります、より良い復興の

取組の方向といたしまして、これまで、（１）「安全の確保」、（２）「暮らしの再建」、それから（３）「なりわいの再生」という３つの柱でこれまで取り組んできたところですが、それに加えて（４）として「未来のための伝承・発信」といったものを新たに位置づけて、４本の柱として復興の取組を進めていこうとしているところが３つ目のポイントになるものでございます。

下段の資料からは、復興の４本の柱のそれぞれ取組についてまとめているものでございます。（１）の「安全の確保」では、防災のまちづくり、それから交通ネットワークについて、おめくりいただきまして、11ページ目になりますけれども、上段の（２）の「暮らしの再建」、下段では（３）「なりわいの再生」について、おめくりいただきまして、12ページ目になりますけれども、上段では（４）として「未来のための伝承・発信」ということで、４つの柱についてそれぞれ取り組む中身についてここで盛り込んでいるものでございます。

下段の資料については、４の「復興の進め方」として、復興事業を進めるための財源については、国に要請を行うなど、より確実に確保し、また必要な事業や制度の継続についても引き続き国に対して要望や提言を行いながら、必要な取組は最後まで実施しますといったことをここで掲げているものでございます。

おめくりいただきまして、13枚目のスライドを御覧いただきたいと思います。ここからは第５章の「政策推進の基本方向」として、先ほど申し上げました10の分野ごとにさらに具体的な政策推進の取組項目を設定しているものでございます。

下段のスライドを御覧いただきたいと思いますが、（１）の「健康・余暇」としては、健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手といった目指す姿を掲げまして、さらにその下に１「生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります」から、５「生涯を通じて学び続けられる場をつくります」といった、さらに５つの取組の柱を掲げているものでございます。

こういった形で、10の分野ごとにさらに具体的な取組の柱を掲げているものでございまして、次の14ページから17ページまで、それぞれの分野ごとの柱を記載しているものでございます。説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思いますが、10の分野のもと、50の政策の柱を掲げているものでございます。

さらにおめくりいただきまして、18ページ目を御覧いただきたいと思います。18ペー

ジ目でございます。ここでは、第6章「新しい時代を切り拓くプロジェクト」といたしまして、10年後の将来像の実現をより確かなものとし、さらに、その先を見据えた長期的な視点に立ったイノベティブなものを11のプロジェクトとして掲げているものでございます。1のILCプロジェクトから、下段の、三陸防災復興ゾーンプロジェクトといったエリアのプロジェクト、それからおめくりいただきまして19ページ目を御覧いただきたいのですが、上段の、6として水素利活用推進、ほかに7として健幸づくりプロジェクトということで、健康・医療・介護のデータを連結するビッグデータの基盤の構築、活用を通じたいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指すプロジェクトもここで掲げているところでございます。こういったように、11のプロジェクトを掲げて長期的な視点で取り組もうとしているものでございます。

おめくりいただきまして、20ページ目を御覧いただきたいと思います。ここでは、第7章「地域振興の展開方向」として、県内4広域振興圏ごとに分けられますけれども、それぞれの地域振興の基本的な考え方と、それから下段の資料になりますけれども、4広域振興圏ごとのそれぞれの地域の特性を踏まえた目指す姿をここで掲げているものでございます。

さらにおめくりいただきまして、21ページ目を御覧いただきたいと思います。第8章として、「行政経営の基本姿勢」ということで、4本の柱を掲げてここでお示ししているものでございます。

「長期ビジョン」の概要については以上となりますけれども、「長期ビジョン」は、10年間の長期的な計画となりまして、そのビジョンをどのように実現するかということで、具体的な実行計画として定めるものが「アクションプラン」となります。簡単に御説明いたしますと、資料2―3、同じようにパワーポイントをまとめた資料になりますけれども、そちらの1ページ目の下段を御覧いただきたいと思います。「長期ビジョン」の10年間の計画を実現するために、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策をプランとしてまとめることにしております、プランは復興プランと、それから政策プラン、地域プラン、行政経営プランの4つのプランを策定することにしております。現在素案をお示ししているのがこのうちの政策プランということになりますけれども、そのほかの復興、地域、行政経営の各プランについても11月には内容を公表することにしていただいております。特徴としては、4年間の実行計画ということにしておりまして、それが第1期というものになります。

おめくりいただきまして、2ページ目の上段のほうになりますけれども、プランによってどういった中身が盛り込まれるのかということなのですが、先ほど「長期ビジョン」に10の政策分野を掲げ、さらにその分野ごとに50の政策の柱を掲げているということで御説明申し上げましたが、50の柱ごとに、政策分野の客観的な指標、それから県が取り組む具体的な推進方策、4年間の工程表、さらに県以外の主体に期待される行動を盛り込みながらプランを策定しているものでございます。

最後になりますけれども、下段になります、そのプランの進捗をどう管理していくかということになりますけれども、上段の主観的な指標と、下段の客観的な指標と、2つ位置づけておりまして、主観的な指標というのは我々がどういったことに幸福を感じるかということについてまとめ、客観的な指標については、それぞれの分野について客観的に表せる数字をもって評価しようとするものでございます。

次のページの上段になりますけれども、それぞれどう把握していくかということなのですが、主観的な指標につきましては、毎年度実施している県民意識調査の中でどの程度幸福を実感しているかといったことについて把握し、客観的な指標については、統計データに基づいて、掲げる指標について政策評価により進捗管理を行っていくということとしているものでございます。

政策プランの具体的な内容、それから「長期ビジョン」のこの医療審議会で所掌する分野につきましては、保健福祉企画室から説明をさせていただきます。

大変駆け足の説明でお聞き苦しいところもあったかと思っておりますけれども、私からは以上でございます。

○中野保健福祉企画室企画課長

保健福祉企画室の中野でございます。私からは、資料2-2の長期ビジョンの中間案を使いまして、保健福祉部関係の10年間の政策推進の基本方向を御説明させていただきますと思います。

具体的には、5章なのですが、36ページをお開き願います。ここに10の政策分野ごとの取組方向が記載されているところがございます。政策分野の最初に（1）ということで、健康・余暇の部分が記載されているところがございます。私どもの部の関係は、この健康のところでございます。

まず、政策の1つ目の柱といたしまして、①の生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくり出すという形で、まずアから、体の健康ということで、県民が健や

かに生活できるように生活習慣の改善、社会環境の整備などを進めていくということ、イからウのところでは、こころの健康でまず正しい知識の普及、また、自殺の多い年代等への支援の強化を進めていくということとしているところでございます。

医療の関係では、②の医療体制の充実という中で、まずアで医師、看護師を初めとした医療従事者の確保、定着などの医療を担う人づくりを進めること、またイのところでは市町村や医師会等々の協力をいただきながら、医療機関の役割分担と連携を通じ、救急や周産期などの医療体制整備を推進していくこととしております。

福祉関係の取組といたしましては、③のところでございます。介護や支援が必要になっても、住みなれた地域で安心して生活できる環境をつくるといたしまして、まず地域福祉の関係では、ア、イで、身近な地域社会で年齢や障がいの有無にかかわらず安心して暮らせるよう、またさまざまな福祉問題を総合的に支援する体制の構築を進めること、また生活困窮者支援によるセーフティネットの整備などを進めていくこととしております。

高齢者福祉の関係では、ウ、エで、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活を営むことができるよう、切れ目のない医療と介護の提供や認知症対策、介護予防などを通じた地域包括ケアのまちづくりを促進していくこと、また介護サービスの充実や介護人材の確保などを進めていくこととしております。

めくっていただいて、次が障がい福祉の分野の関係でございます。ここのところでは、障がい者が地域で安心して生活ができるよう、障がいの理解の促進や障がい福祉サービスの充実などを進めていくこと、また日常生活や社会生活の支援、就労支援などを通じまして、障がい者の社会参加を進めていくこととしております。

これらの取組につきまして、38ページ、健康、医療福祉の取組の箱囲みのところなのですけれども、県民、医療機関、介護福祉の事業者、行政等関係団体の皆様と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、次のページ、39ページをお開き願います。ここのところは、(2)といたしまして、家族・子育ての政策分野という形で、この関係の取組の方向性を記載しているところでございます。まず、当部の関係ですが、政策の柱として①の安心して子どもを産み育てられる環境をつくるといたしまして、ア、イでは安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう、社会全体で結婚や子育てを支援する機運の醸成などを進めること、また次に安心して妊娠、出産、子育てができるように、周産期医療体

制の整備や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の構築などを進めていくということとしております。

次に、ウのところでございますが、子育てを支えるための保育サービスや、子どもに対する医療の充実などの取組、エの生まれ育った環境に左右されることなく子どもが成長していけるよう、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策などを進めていくこととしております。

カのところでは、障がい児とその家族の多様なニーズに対応できるよう、地域の関係機関とのネットワークの強化や支援者の育成など、療育の支援体制の充実を図っていくこととしております。

次の部分でございますが、40ページの④のところでは、家族・子育ての関係で仕事と生活を両立できる環境をつくるということを進めていくということとしております。

続きまして、50ページをお開きいただきてよろしいでしょうか。50ページに（5）ということで安全という部分があります。その分野、めくっていただき、51ページになるわけなのですが、ここの安全、安心の部分の中で、④というところで感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守りますということで、医療面からの感染症対策を進めていくという部分をアのところに記載しているところがございます。

続きまして、53ページをお開き願います。（6）、仕事・収入の分野でございます。ここの①のところ、多様な働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくることといたしまして、特にも私どもの分野では、オ、カのところ、保育サービスの充実や子育てに優しい環境づくりなど、子育てと仕事の両立を図る家庭の支援を進めることとしていることや、またカのところ、障がいなどに応じた多様な就労の場の確保などを進めていくということに記載しているところがございます。

続きまして、68ページをごらんいただきたいと思います。68ページのところは、参画ということで、男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などの活躍を支える仕組みが整っている岩手という分野でございます。ここの分野では、①のところ、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくり出すということで、エのところ、高齢者が地域で活躍できるように、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への促進をいたすというところを記載しておりますし、あとは再掲のところ、障がい者の地域での活躍を支援していくということに記載しているところがございます。

以上が当部関係の政策分野の取組の方向となるところでございます。

先ほど政策推進室のほうからお話があった政策プランの関係が2—4の資料で具体的に1ページ以降から記載されているところでございます。この関係につきましては、時間の関係もでございますので、具体的な説明は省略させていただきますので、恐縮ではございますが、後で御確認をいただければと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

○小原紀彰会長

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

相当苦勞して盛り込んでいらっしゃる。

委員の皆様、よろしいですか。

「なし」の声

5 その他

○小原紀彰会長

では次に、その他に入りますが、委員の皆様から御発言あればお願いします。よろしいですか。

「なし」の声

○小原紀彰会長

では、事務局から何かございますか。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

特にございません。

○小原紀彰会長

それでは、なければ、もう一回、これを持ち帰ってお時間あるときに確認しましょう。

○本多政策地域部政策推進室特命課長

パブリック・コメントを、11月に中間案をお出しした後に行う予定にしておりますので、すぐ御意見というのは難しいと思うので、もう一回パブリック・コメントを行う時

にでも結構ですので、ぜひ色々な御意見をお寄せいただければ、可能な限り反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小原紀彰会長

はい、わかりました。

それでは、これもちまして本日の議事を終了いたします。

事務局にお返しします。

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

小原会長、ありがとうございました。

6 閉 会

○佐藤医療政策室医療政策担当課長

以上をもちまして岩手県医療審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。